

国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 資料配布

配布日時 平成30年6月5日 14時00分

件 名 **建設業者への立入検査等の活動方針を策定し** ました。

~平成29年度の監督処分状況等もお知らせします~

概 要

近畿地方整備局では平成19年4月に、建設業者の法令 違反への対応を強化することにより、建設生産物の品質を 確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びること ができる環境整備を図るため、近畿地方整備局建設業法令 遵守推進本部(以下「推進本部」という。)を設置(同日 に各地方整備局等で設置)し、建設業法令遵守に向けた取 り組みを実施しています。

しかしながら、依然として、不適切な契約手続等を原因 とするトラブルも存在しており、更なる法令遵守の徹底に 向けて、各種取り組みを継続する必要があります。

今般、平成29年度の活動結果(別紙1)をとりまとめるとともに、平成30年度の活動方針(別紙2)を策定しましたのでお知らせします。

取 扱 い _____

配布場所

近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ

問 合 せ 先 国土交通省

国土交通省 近畿地方整備局 建政部

建設業適正契約推進官 若林 隆司(内線6119)建設産業第一課 課長補佐 山本 宜弘(内線6144)

電話 06-6942-1141 (代表)

06-6942-1071 (直通)

平成29年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動結果

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

	平成29年度	平成28年度
駆け込みホットライン等	329件	248件
上記のうち、違反疑義情報	5 9件	46件

違反疑義情報の主な内容:現場配置技術者の不設置等、工事請負契約書の不作成、 標識の不掲示、等

2. 建設業者に対する立入検査等の実施

	平成29年度	平成28年度
立入検査等	111回	121回

内訳:大臣許可業者 93件

(内数:社会保険立入検査 1件、営業所調査 39件)

知事許可業者 18件

3. 監督処分・勧告の実施

	平成29年度	平成28年度
許可取消し	0件	0件
営業停止	2件	6件
指示	1件	0件
勧告	6件	7件

営業停止:独占禁止法違反 2件 指示:労働安全衛生法違反 1件

勧告:下請契約の締結について、技術者の設置について、施工体制台帳等について、

等

4. 講習会等建設業法令遵守に関する活動

	平成29年度	平成28年度
講習会等の開催	26回	34回
受講者数	3,078名	4,575名

平成30年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動方針

1. 法令違反情報等の収集

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」と、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、それぞれ重要な情報収集等の窓口であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めます。

2. 立入検査等の実施

立入検査等を実施する場合、「駆け込みホットライン」等に寄せられる通報 や相談内容、下請取引等実態調査の結果(特に不当なしわ寄せを受けたとする 申告)及びその他是正措置等が必要と認識する事案に関して、違反行為を行っ ている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていることが認めら れる建設業者を優先的に選定したうえで、立入検査を実施するものとし、違反 行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の 是正の一層の推進に努めます。

また、外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施に当たっては、当該 事業を所管する土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室との連携を密 にしながら、立入検査の円滑かつ適切な対応に努めます。

なお、立入検査等を行うに当たって、以下の事項についても周知を行い、不 適切な取扱い等が見受けられた場合は、指導を行います。

(1)「標準見積書」等の活用状況の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定 福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福 利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や見積におい て提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等 の状況について確認を行い、社会保険加入を推進するための周知徹底に努 めます。

(2) 安全衛生経費の確保に関する周知

平成29年3月に施行された建設工事従事者の安全及び健康の確保の 推進に関する法律及び建設業法令遵守ガイドラインにおける安全衛生経 費の確保に係る取扱について周知徹底に努めます。

(3) 下請代金の支払手段に関する周知

平成28年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、下請代金の支払手段について通知を見直したことを受け、平成29年3月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金はできる

限り現金払いとすること等を追加したところであり、その周知徹底に努めます。

(4)消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるべく、下請取引において消費税額を見込んだ適正な価格による契約の締結を行うよう周知徹底に努めます。

3. 「建設業取引適正化推進月間」の広報及び講習会等の実施

11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設業者に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う重要な機会であるため、推進月間の実施について幅広く周知が図られるよう、広報に努めます。

また、講習会等の実施に当たっては、府県と連携し、上記2.(1)から(4)に加え、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知する等、内容の充実に努めます。

4. 関係機関との連携等

- ① 国土交通省直轄工事において、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合は、発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導等を実施する運用が行われているので、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めます。
- ② 府県及び関係省庁と建設業の法令遵守に関する立入検査、講習会、研修会等を合同で実施するなど、連携の強化に努めます。(例:暴力団排除に向けた警察部局と連携した建設業法違反等に関する監視の取組等)
- ③ 業界団体等と積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会、研修会の実施に努めます。
- ④ 立入検査、講習会、研修会等の実施に当たっては、関係者の理解を深めるため、下記5.②に記載に記載しているパンフレットなど分かりやすい資料等を活用して、その周知活動に努めます。

5. 近畿地方整備局独自の取り組み

- ① 管内府県建設業担当部局と連絡会議等を年度当初を含め複数回開催することとし、緊密な情報共有、連携の強化を図るなど、建設業法令遵守に関する活動等の更なる充実に努めます。
- ② 近畿地方整備局で作成している、建設業に関する解説パンフレットである「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」及び「適正な下請契約に向けて」について分かりやすさ、見やすさなどの観点で見直しを行い、建設業法令遵守に関する活動の更なる充実に努めます。